

農林水産関係事務事業の取扱い（その 2）について

農林水産関係事務事業の取扱い（その 2）について提出する。

平成 1 6 年 8 月 1 1 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (1 2)	各種事務事業の取扱い 農林水産関係事務事業の取扱い
<p>1 . 林業に関すること</p> <p>(1) 林業振興補助制度は、現行の 3 町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。</p> <p>(2) 林道整備に係る受益者負担金は、合併時に再編する。</p> <p>(3) 林業用施設の災害復旧に係る受益者負担金は、美方町、村岡町の制度をもとに合併時に再編し、香住町の町単独事業は、合併時に廃止する。</p> <p>(4) 治山事業に係る受益者負担金は、香住町の例により合併時に再編する。</p> <p>(5) 有害鳥獣防止対策補助制度は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議